

## 令和6年度（2024年度）第4回 子ども・子育て会議 議事録

日 時 : 令和6年（2024年）11月25日（月）13:00～15:00  
場 所 : 熊本県防災センター 306・307会議室

（熊本県子ども未来課 緒方審議員）

皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第4回熊本県子ども・子育て会議を開会いたします。開会にあたりまして、熊本県健康福祉部子ども障がい福祉局長の永野がご挨拶申し上げます。

（熊本県健康福祉部 永野局長）

皆さんこんにちは。本日大変お忙しい中、熊本県子ども・子育て会議にご出席をいただきましてありがとうございます。また日頃から、本県の保健福祉行政、とりわけ、児童福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいております。感謝申し上げます。こどもまんなか熊本・実現計画の策定に当たりましては、非常にタイトなスケジュールの中で、すでに今年度に入りまして、3回開催をさせていただいております。今回が4回目ということになります。前回、第3回目の会議、9月6日だったと思えますけども、中間整理案ということでご審議をいただいたところでございます。その審議をもとに中間整理として取りまとめ、議会での報告、それと、後程ご説明いたしますけど、パブリックコメントの実施、さらには子ども・若者あるいは子育て世代等から直接ご意見を聞くこども未来創造会議等、実施をいたしまして、できるだけ丁寧に意見を聴取したところでございます。加えて先週、11月19日の日になりますけども、経済団体、或いは労働団体の代表と、知事との直接の意見交換というのを実施しております。団体の代表の方からは、やはり安心して働けるような職場環境づくり、安心して子育てと仕事が両立できるような環境づくり等につきましてご意見をいただいたところでございます。

本日の第4回目の会議におきましては、パブリックコメントやこども未来創造会議で寄せられた、本当にたくさんの多様なご意見をご報告いたしますとともに、その意見の計画への反映についてご審議をいただくこととしております。あわせて、中間整理では設定をしていなかった数値目標や指標の案、それから具体施策編の策定イメージについても今回お示しをしまして、ご審議をいただくこととしております。今年度中の計画策定に向けまして、県民の皆様からいただいた様々な意見を反映させた計画の全体像ですね、今回お示しをしております。

これまでも委員の皆様には本当大変お世話になっておりますけども、年度内の作成完了に向けましてもうしばらくおつき合いをいただければと思っております。本日もぜひ、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくご意見申し上げます。

（熊本県子ども未来課 緒方審議員）

ありがとうございました。それでは進行させていただきます。私、子ども未来課の緒方と申します。今日もよろしくお願いいたします。

各委員のご紹介につきましては、時間の都合によりお手元の出席者一覧により、ご紹介に代えさせていただきます。前回の会議の際より委員の変更はありません。それから本日は、全委員の18名のうち、堀委員がリモートでご参加ということで堀委員も含めると15名のご出席になりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。それから資料につきましては、タブレットでご覧をいただきたいというふうに思いますが、紙での用意もしておりますが、ご希望はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それから、議事録の作成にあたりまして、マイクと連動した議事録システムを活用しておりますので、いつものよ

うに、マイクをご使用してのご発言をお願いしたいというふうに思います。それから、傍聴される方におかれましては本日お配りしております、傍聴の際の留意事項に従って議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これからの会議の議長は、熊本県子ども・子育て会議条例第7条の規定により、八幡会長をお願いいたします。会長お願いいたします。

(八幡会長)

はい。失礼いたします。議事に入ります前に、パブリックコメント以降、委員の皆様には短期間の間でたくさんの資料をご確認いただきましてありがとうございました。もちろんそれに先立ち事務局の皆様には、たくさんの情報を的確にご整理いただきましてありがとうございました。それではですね、本日は15時までをめぐり、お手元の会議次第に沿ってご議論をお願い申し上げたいと思っております。

では、まず会議次第の3、議事の(1)「こどもまんなか熊本・実現計画」(基本方針編)素案たたき台についてということで、事務局からご説明をお願い申し上げます。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。子ども未来課長の竹中でございます。

まず資料1-1をご覧ください。子ども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組みの結果についてであります。目次を飛ばしまして1ページ目の方をご覧ください。こちらは前回お示した資料について一部更新したものであります。中間整理が取りまとまった後にこの資料の①から⑤の取組みを行うとお伝えしておりました。それでこの通りに随時行ってきたところでございます。

12ページ目をご覧ください。こちらのパブリックコメントの周知ルートであります。9月6日にお示したときは、①から⑤をだけ書いておりましたところ、さらに幅広く、⑥から⑧の取組みも行って周知をしてきたところでございます。このうち⑦のCMについては1ページ飛ばしまして4ページ目のCMの資料をご覧ください。10月10日から11月3日までの間にCMを打ちまして、パブリックコメント実施ということでCMを行ったところであります。

続いて次は5ページ目をご覧ください。こういった取組みを行う過程です。子ども・若者、子育て当事者の皆様をはじめ多くの方から意見をいただいたところであります。それぞれの取組みの参加者数についてはこの表の通りであります。このうち、すいません1点ですね、このこども未来創造会議の座談会型の子育て経験者と書いているところに28名と書いてますが、これは子育て経験者だけではなく、興味のある方も含むため、訂正しお詫びいたします。なお一番下にこどもまんなか熊本応援団と書いてますが、これは※2で記載しております通り、今この第3回会議後の意見はパブリックコメントの提出を依頼しております。

続いて6ページ目からが①のこども未来創造会議の出向く型で寄せられた意見ということでありまして、7ページ目であります。これはみるく病児保育室というところからお伺いした話でございまして、3つ目の丸のところ方で言いますと、みるく病児保育室を設置してから20年になって多くの子供たちを育ててきたが、新型コロナウイルスを機にこどもの病気でテレワークに切り替える人や仕事を休める人が増えて、利用が激減したという話がありました。続いて8ページ目も同じみるく病児保育室であります。この中の3つ目の丸の2行目の方であります。行政にも現場を知っていただき病児保育の実情を理解していただきたい、具体的には他県の例のように病児保育研修会を県主催で各市町村担当者を呼んでやって欲しいという話があった他、最後から2つ目の丸のところではありますが、広域連携については他県でも行われており熊本県でも同様に

行われるようになるとよいという話がありました。

続いて9ページ目であります。県内の児童養護施設で生活する中学・高校生14名からお伺いしたものであります。このうち良いと感じることということでは2つ目のマルですが今の施設に来て新しい友達と出会うことができた、人生をリスタートできたと言う話があった他、その下に改善して欲しいことということの下から3つ目のところですが、こどもに対して注意すべきことは注意して欲しいなどの意見がありました。

続いて10ページ目が未来助産院というところに主に産後ケア事業の通所型（個別）に関して意見交換をしたところであります。これについても申し訳ありませんが1点訂正がございます。利用者からの意見聴取については最初の丸だけのところ、2つ目の丸からが助産師からのご意見聴取でありまして、その点お詫びして訂正いたします。その上でまず利用者からの意見聴取であります、これの2行目の途中から、同行する父親にも沐浴などを教えてもらったりして利用できて大変助かってるなどの意見がありました。また助産師からの意見聴取では下から2つ目のところで、男性の育児休業が普及するのはいいことだけれども赤ちゃんとの接し方を学ぶ機会がなく、母親側としても、父親に伝える余裕もないということで、そうしたときに産後ケアと一緒に学ぶ機会とかがあるという話がありました。またその次の11ページ目の方も同じ未来助産院であります、この最後の丸であります、妊娠前から妊娠出産子育てのことを知る機会があると望ましいが現状ではその時点で学ぶ機会やモチベーションが少ないことが課題、そもそも産後ケアを知らない方も多いので周知を徹底して欲しいというような話がありました。

続いて12ページ目、菊池市の方にも産後ケア事業の通所型集団の関係で、意見交換をいたしました。これの2つ目のマルであります、ここで行われてるのは宿泊型訪問型通所型ということで通所型の集団に関しては、会場をこども健診センターとする「施設型」と、菊池市の温泉旅館での「温泉型」というのを、年3回を開催しているということで、次の丸ですけれども、その温泉型というのは全国でも珍しい実施方法という話がありました。

続いて13ページ目の方であります。こちら真愛保育園という八代の坂本にある保育園であります、これの2つ目の黒ポツであります。3年前に地元の児童はゼロになり、3台のバスで送迎をしているということでありまして、これの下から3つ目の黒ポツであります、定員である園児20人を維持できている要因というのは、はっきりとした分析は難しいもののバスでの送迎があることに加え、20人は保育園としては最小単位であるものの、その点を生かしながら、丁寧に見ることができるからではないかという話がありました。

続いて1ページ飛ばして15ページ目であります。こちらが認定こども園あしきた・まちのこども園ということでありまして、これの次のページ、16ページ目にも続いてまして、これの一番下の黒ポツであります、保育園の定員変更が市町村によっては難しく、年間を通して、定員割れの状態が続いているため年度途中でも柔軟に変更ができるようにして欲しい、また保育士の中で流動性が低い地域であるため、ローテーション保育士の配置費用への助成や、各種加算条件緩和など、地域の実情に沿った制度設計にして欲しいなどというご意見がありました。

続いて17ページ目からが②のこども未来創造会議の座談会型で寄せられた意見ということでありまして、こちらがですね、これまでの5回にわたってご意見をいただいております。各部に跨る意見が多くありまして、申し訳ありませんが現時点でそのすべてを関係各部と調整しきれているわけではございません。そうした調整しきれていない部分については、灰色の網掛けにしておりまして、次の会議までにはコメントへの回答も含めた資料をお出ししたいなというふうに思っています。一方で計画に反映する意見については各部との調整を終えておりまして、今ご覧いただいている18ページ目の中でも、黄色網掛けにしているところがあります。この資料のたてつけとして左側の方でその会場や区分で分類しておりまして、意見とか提案の概要を右から2つ目の方に入れた上で一番右に、取扱（案）というのを入っております。記載済みと

書いてありますのがすでに中間整理の段階で書いていたものでありますし、参考と書いてますのは、計画に明記はしていないが今後の参考とするもの、反映というのは中間整理に書いておらず、これから計画に反映しようとしているものであります。こども・若者の皆様はもちろん大人の方も含めて今日の会議資料の参考資料のような中間整理のやさしい版というのをを用いて、意見聴取をしております。そのため、本文のどこに書いてあるかということまでお読みいただいている方もおりますし、特にこども・若者の方々には本文を読むことまでは難しい方もいらっしゃるだろうというふうに思います。

そういった意味で、例えば、その次のページの19ページ目だとか20ページ目のようにですね、記載済みの意見なども多く含まれているというところがございます。ここは事前に委員の皆様にも日数が少なく恐縮でありましたが、お目通しをいただいているところかというふうに思いますので1件1件のご紹介というのはこの場では差し控えさせていただきます。また反映の意見については、資料1-4でご説明したいというふうに思います。

続いて大分飛ばしますけれども47ページ目の方まで飛んでいただきまして、こちらが③のパブリックコメントで寄せられた意見ということでございます。48ページ目の方をご覧くださいますと、こちらはごく一部を除いては、各部と調整は終わられているところではあります。調整中の部分は先ほどと同様、灰色の網掛けをしております。こちらで次回の会議までに整えたものを再度お出ししたいというふうに思いますが、こちらは11月3日に終わったということもありまして一番右側に回答も含めて記載してるところでございます。

続いてまた大分飛びまして68ページ目の方をご覧くださいというふうに思います。④の経済界・労働界との意見交換会で寄せられた意見ということでありまして、次のページに移りまして、これは1つ目のマル、これの2行目でありますように、結婚後、出産後、子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを県民運動として推進するというところで、そのために、まずは県庁が率先してこれらに取り組んだ上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を訴えかけるということであります。企業・団体との対話の場として11月19日に、安心して働きたいと思える職場環境づくりですとか、こどもまんなか熊本に関する意見交換会を実施しております。出席団体についてはこの四つ目の丸に記載の通りであります。この中で出た主な意見、そういう意味ではこの中の5つ目の黒丸であります。価格転嫁の気運醸成を行うべきだという話ですとか、あとはその3つ下のところ、中小企業・小規模事業者の振興・支援を行うべきだという話、あとはその下から2つ目のところで、ブライツ企業やよかボス企業にならない企業への対応を考えるべきだという話と、あと最後に不妊治療と仕事の両立しやすい環境整備の働きかけというパブリックコメントの意見があったんですけども、それは、具体的にどうすればいいのかというような話があったというところでございます。

資料1-1の説明は以上でありまして続いて資料1-2のご説明をさせていただきます。こちらは数値目標・指標の案ということでございます。これ以降の本体資料につきましては、資料1-1でいただいた各種意見を踏まえた他、今日の会議の前に複数回にわたって個別的に各委員の皆様にもお時間を頂戴いたしまして、ご意見をいただいていたところでもあります。委員の皆様からいただいたご意見も踏まえて検討してきたものであります。

続いて1ページ目の方に移りまして、まず1の中間整理の抜粋の下線部をご覧くださいというふうに思っています。この下線部ではこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を設定しますというふうに書いてまして、少し飛びまして下線のところですが、基本方針編の法体系・柱立てに沿って構造的に設定しますということと、こども・若者、子育て当事者から見て何がどのように変わるのかがわかるようなものとなるよう留意しますというふうに書いてるところであります。そこで、この下の2の数値目標案についてであります。こどもまんなか熊本の定義と

いうのはこの表の左側のようにですね、こども・若者がキラキラ輝くというのと、県民が家庭や子育てに夢を持てるという2大要素がございまして、前者のこども・若者がキラキラ輝くというのはさらに、その上のところですが幸せに暮らしという要素と、成長できるという要素に分けられるというふうに思います。これらに対応するものとして中間整理の上の1の抜粋のところにもまた戻っていただきますが、これの3行目にありますように、このこども・若者、子育て当事者から見て何がどのように変わるのかがわかるようなものとなるよう留意するというので、例えばこれの幸せに暮らしというところに対応するものとして、数値目標のところでは、普段の生活の中で幸せな気持ちになることがよくある児童生徒の割合などをここで書いておまして、またその下の、成長できるというものに対応するものということでは、例えば将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合などを書いているところでもあります。またこれらの項目は既存の調査の中で活用できるものはできるだけ活用するという方針で置いております。取組みとして右欄に対応するものを基本方針編の体系柱立てに沿って記載しているところでもあります。なお、中間整理抜粋2段落目にも下線を引いておまして、この併せてということですが、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定しますというふうに書いております。ここについては、その次のページで一覧でその主なものを抜粋しております。個別の説明については、一旦割愛しますが、また1ページ目の方に戻っていただきまして、先ほど見ていただいたこの2段落目のところの途中からなお書きがございまして、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については具体施策編において設定しますというふうにしてはありますが、この点は、後程資料2の方でまた言及させていただきたいというふうに思います。

続いて、資料1-3の方に移りたいと思います。こちらは第2期「くまもと子ども・子育てプラン」、つまり現行プランの進捗状況についてであります。この1ページ目ですね、まず策定根拠だとか、位置付けについて書いてありますが、子ども・子育て支援法に基づく熊本県子ども・子育て支援事業支援計画などの位置付けがございまして、策定期間については令和2年度から5年間、今年度末までというふうになっているのであります。

続いて2ページ目の方をご覧くださいと思います。これについては、章毎に取組みの進捗状況について見ていく形にしていますが、まず現行プラン第1章の教育・保育等の推進についてであります。これは、1の主な取組みというところでは書いてありますが、例えば1つ目のマルのようにですね、保育の待機児童対策として受け皿の拡大支援に取り組んだということですか、この項目の最後のマルのように保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園を利用する第3子以降の未就学児の保育料を無料とする支援を継続したことなどを書いてあります。

次に、成果と課題についてであります。1つ目のマルのように保育の待機児童というのが令和6年4月時点で4人に減少したということで、近年、企業進出等により人口が増加している地域があることから、引き続き受け皿の拡大を支援する必要がある地域があるというようなことなどを書いてあるものであります。

続いて3ページ目の方をご覧くださいと思います。これは現行プランで関連数値等として設定したものを並べておまして、例えばこの中のナンバー3のところでは保育所等利用待機児童数ということで一番右側の欄ですね、令和5年度実績値というところでは先ほどもお話しした4人という数字を書いています。また、下から5つ目のところでは、保育所等保育士数というのを書いてありますが、これも申し訳ありません、ここで1つ訂正させていただきますが、平成30年度の数字についてはバーとすべきところを誤っての数字を入れておりましたので訂正しお詫びさせていただきます。

続いて4ページ目の方をご覧くださいと思います。地域子供子育て支援事業の実施時期、状況ということでありまして上段が実績で下段が予定の数ということでございまして。続いて5

ページ目の方をご覧ください。こちらの第2章の保護や援助を必要とする子どもへの支援等ということでありまして、1の主な取り組みでは、例えば2つ目のところで里親制度の広報や啓発活動を実施するとともに、ひとり親家庭の子どもたちに地域で学びの場を提供する「地域の学習教室」などにより、子どもたちの学習を支援したということを書いております。また2の成果と課題については、同じ対応するものとしては、例えば3つ目のところでありますけれども、児童養護施設なども書いた上で後ろの方で里親登録数だとか、里親委託率の向上のため、ターゲットを絞った広報活動や里親登録後の支援の実施により、里親等登録数・里親委託率増加につながっていく必要があるなど書いております。

続いて6ページ目の方をご覧くださいと思いますが、ここで指標としてですね、2つ目で里親委託率ですとか6つ目のところで先ほど言及した、地域の学習教室だとかいうことを書いております。

続いて7ページ目の方に移りまして、次は第3章の子ども・子育て支援に関する様々な施策ということになります。これも1の主な取り組みということで、最後の丸のところですが、令和5年は7市町村に対して放課後児童クラブの施設整備費を助成し、受け皿増加につなげたと書いておりまして、これに対応する成果と課題ということ言えば、この一番最後の行のところですが、放課後児童クラブの待機児童というのが平成30年5月時点で225人だったのが令和5年5月時点で、216人と推移しており、依然として待機児童対策が課題ということを書いております。

また8ページ目のところで第3章に関する計画の目標だとか進捗状況書いてるところであります。

この資料についての説明は以上でありまして、続いて資料1-4の方をご覧くださいと思います。こちらは「こどもまんなか熊本・実現計画」の基本方針編の素案たたき台ということでありまして、これは資料1-1でご紹介したご意見ですとか、それを踏まえてこれまで委員の皆様からは事前にいただいたご意見もできるだけ踏まえたものであります。この資料の最後に先ほど別資料で確認いただいた数値目標・指標ですとか進捗状況などを入れております。

1ページ目の方をご覧くださいと思いますが、ここからはそのご意見を踏まえて中間整理から修正した箇所をご説明したいと思います。

まず22行目のところでありますが、この中で真ん中あたりに「若者」というところに注釈を入れております。これは若者の定義も書いた方が良いとのパブリックコメント等の意見がありまして、注釈の中身についてはその下に書いてますが、こども大綱の表現ぶりと合わせるものであります。

続いて2ページ目の方をご覧くださいまして、これの3行目のところは少し時点修正をしているというだけでありますが、20行目のところから本県の現状と課題というのが始まります。ここで24行目のところですね、もともとはここで消されている部分ですけれども、何らかの悩みや困りごとを抱えているかどうかというところを書いていたんですが、パブリックコメントなどの意見の中でですね、大事なのは悩みを相談できる相手がいるかどうかではないかというふうな意見もありまして、それで悩みを相談できる人がいると答えたこどもの割合というのに記載を変更しております。また25行目のところでありますが、もともとこれが真ん中の辺りで消されているところですが、生活の満足度が低いこどもの割合というふうに書いておりましたが、これだけではどう評価すればいいかわからないとか、あとは計画の中ですら、基本的な方針とある程度平仄が取れた方がいいんじゃないかという話もありまして、ここを、新たに追記している26行目のところですが、普段の生活の中で幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合というので修正しております。

続いて3ページ目の方であります。この5行目のところあたりは、数字の更新を反映しただけのものであります。

続いて少し飛ばしまして9ページ目の方をご覧くださいまして、これが4行目から今後の取り組みというので時点修正をしているものであります。これ6行目に書いてますように、今後はこども未来創造会議モニターへの意見照会后、具体施策編とともに、また熊本県子ども・子育て会議で審議をいただきたいということで書いています。

続いて1ページ飛ばして11ページ目ではありますが、第3の「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項ということで、これの10行目からがライフステージを通じた支援というのが始まっております。これの一環で12ページ目の方ではありますが、これの、もともとですね7行目のところで、こどもの頃から自分より小さなこどもと触れ合う経験ができるよう支援しますというふうに書いていたところを、意味づけについてですね、6行目のように追加されてるところですけども、こどもの健やかな成長にも繋がることということのも追記すべきとの意見があって追記しております。また8行目のところでありますが、動物愛護センターのことも書いてますが、こういった動物愛護センターの教育、にも言及すべきという意見などがありましてここで追記するものであります。

続いて13ページ目の方に移りまして、これの4行目のところであります、こども未来創造会議での意見なども踏まえまして、特に県内の博物館・美術館というのが、そもそも展示を充実させて欲しいというのがありますが、天草だとか、そういった熊本市とかから離れたところではなかなか展示を見ることができないというような話もありました。それでそういったご意見を踏まえまして、この県内の博物館・美術館について展示の充実だとか、県内各地での展示の推進ということで書いてます。またパブリックコメントの中で、熊本ならではの内容ということでこの6行目に書いてますが、水俣病問題を通じた環境教育にも言及すべきとの意見があって追記しております。また17行目のところでありますが、自然環境保護の施策を充実させて欲しいとの意見がありまして、17行目、熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、飛ばしますが、環境問題に取り組みますというようなことで追記してあります。

続いて14ページ目の方をご覧くださいまして、7行目のところであります。これこどもの遊び場の整備というところを追記してありますが、こどもが遊べる場所がもっと欲しいという声がありましたのでここを追記してるものであります。また13行目のところでありますが、親子で参加できるイベント、あとはこども・若者が参加したくなるようなイベントを増やして欲しいというような声もありましてここで追記してあります。また15行目のところのあたりですが、まちのシンボルになるようなスポーツ施設などを作って欲しいというような声もありましてこの15行目の辺りを追記しております。

また15ページ目の方に移りまして、この16行目のところについては、もう少し言葉としてより丁寧に書いた方がいいんじゃないかという話もありましたので、安心と挑戦の循環などについて追記してあります。

続いて16ページ目ではありますがこの12行目のところから、幼児教育・保育の質の向上というのに関連しまして、この15行目のようにですね、保育士人材の確保だとか特別な配慮が必要なこどもへの適切な対応ということも重要という意見がありまして追記しております。

また17ページ目の方に移りまして、ここから学校教育関係が並んでいくんですが、特に23行目のところの安全・安心に過ごせる学校づくりについては、パブリックコメントですとかこども未来創造会議を通じて数多くの意見が寄せられたところでもあります。このうち、いじめへの対応ということで申し上げれば、例えばこの中の30行目の、この追記してる部分ですけども、それをスクールカウンセラーなどの専門家の連携が大事という意見ですとか、34行目の途中のところであるSOSの出し方の教育工夫などについても意見がありまして担当部局と相談し、この辺りを追記してるところであります。

続いて18ページ目の方をご覧くださいまして、これの6行目のところですね、不登校への対応

というのも多くの意見がございました。ここでできるだけ具体の対応というのを追記するようにした他、あとは13行目のところではありますが、不登校リスクの早期発見だとか早期支援方法推進ということなどを追記しております。また18行目のところで人権教育の充実についても意見がありましたので追記しております。

続いて19ページ目の方に行きまして、これの31行目のところではありますが、他校との交流の場が欲しいという意見もありまして、県立高校同士の交流の場を充実云々ということで追記しております。また36行目のところですね、教職員の質を上げるべきだというような意見などがありまして、教職員の研修の充実というのを入れておりますし、あと37行目のところではありますが、生徒間のトラブルについて教職員が手早く済ませようとしてるような意見などもあったこと等も踏まえまして、子どもたちと向き合う時間の充実という本来の目的を達成する働き方改革を推進しますということで書いています。

続いて20ページ目の方の3行目のところではありますが、学校の建物を新しくして欲しいというような意見もありましたので、建物の老朽化対策ということを書いている他、あとはトイレの洋式化をして欲しいというような声などもありまして、その辺りを追記しております。また15行目のところで校則についても多くの意見がありました。特にこの17行名の方真ん中あたりからの校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもなどからも意見を聞いて欲しいという声もありまして追記しております。

続いて21ページ目のこの13行目のところでもあります。ここはもともとその居場所づくりというのは子ども・若者の声を聞きながらというふうに書いていたわけですが、特に子どもが声を上げられないケースなどもあるということで、子育て当事者の声も聞いてという意見もあり、こう言って追記してるところであります。

続いて22ページ目の方、22行目のところですが、「大学等」と書いてた部分について表現の適正化を行ってるところであります。

また23ページ目の26行目のところではありますが、雇用と経済的基盤の安定のための取組みということで、これは19日の経済団体・労働団体との意見交換での意見も踏まえまして、その賃上げなどこの29行目のところですけど、賃上げなどの実現を下支えするためにも、県内企業の生産性向上ですとか、価格転嫁などの取組みを支援しますというふうに書いています。

続いて25ページ目の方に移りまして、これの4行目のところで不妊治療等の支援と、こういうふうに書いています。パブリックコメントの中で、先ほど少し申し上げたように、企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい仕事環境の整備ということについて働きかけて欲しいという意見があったところです。このことについて、その後19日の経済団体との意見交換の中でどのように整備を行えばいいかわからないという意見もあったので、好事例や支援制度の周知を行いながらというのを含めて追記しています。

続いて少し飛びまして、28ページ目の方に移りますと、これの中の4行目のところで安心して子育てできる環境の構築というのがございます。これの8ページ8行目のところですね、子育て世代同士の交流の場が欲しいというような声もありまして追記しています。

また29ページ目の22行目のところではありますが、これも19日の経済団体との意見交換で出た意見も踏まえまして、中小企業、小規模事業者の支援を行っていきますというふうに追記しています。

また31ページ目の方に行きまして、これの18行目のところですね、ここで障害者差別解消法などについても言及しておりますが、そもそもこの障害者差別解消法の啓発みたいなところも行って欲しいという話もありましたので、22行目のところで必要な啓発活動を推進と書いています。

またちょっと飛びまして36ページ目であります。ここで11行目のところで子どもが犯罪や交

通事故の被害に遭わないよう、さらなる対策をとという声がありまして、12行目のような、警察、こども見守り・訪問隊などについて追記しています。

また37ページ目の22行目のところでありますが、もともと学校等においてルール等の制定見直し、これはいわば校則みたいなイメージですけれども、そういったものについてこども自身が関与する先導的な取り組み事例について周知しますと書いていたところですが、この追記している箇所、校舎等の改修も意見をよく聞いて欲しいという声も受けまして追記してるところがあります。

また38ページ目の方に移りまして、4行目のところでありますが、若者から意見をもっと聞けるようにSNSの活用もして欲しいという意見もありまして追記しています。

また39ページ目に移りましてこの6行目ではありますが、気になる子への対応というのがしっかりできるようにして欲しいという声も受けまして、幾らかは追記しています。またこの中の15行目から17行目については先ほどの学校に関する記述19ページ目とほぼ同じ趣旨で修正したものであります。

また40ページ目の方に移りましてこの33行目のところでありますが、これはこども未来創造会議の中で関係機関だとか地域において個人情報の適正な取り扱いを確保しつつ、支援に資する情報の共有を促進することが大事だというような声もありまして追記してるものであります。

また41ページ目の方に移りまして、これ20行目のところですけれども、子育てに関する体験会というのも大事だという声もあって追記している他、22行目のところで少し削除してますのは、これが情報発信の項目であるため、11行目の項目とかぶるようなところは削除したものであります。

43ページ目の方に移りまして、27行目のところで数値目標と指標の設定というのがございます。今回新たにこの素案たたき台の中です、数値目標と指標を加えておりますのでこの記載を修正しています。

44ページ目の方に移りまして、これの20行目のところですね、もともとはこの消されてる部分のように安定的な国の財源の確保というふうに書いておりましたが、パブリックコメントなどの意見の中で、県としても財政上の措置を講じる姿勢を示すべきだという意見などもありまして追記しております。

45ページ目の方に移りますと、これが別添ということで教育・保育の提供体制ということですけれども、これは子ども・子育て支援法の中で核となってる項目であります、次回の会議でお示しする予定であります。

続いて46ページ目の方であります、別紙ということで、今回数値目標というのを設定するというので、先ほど資料1-2でお示した資料と同じ項目を並べております。上の5つの項目については全国調査のもので、熊本県の状況がわかるためこれを用いています。目標の数値については国のこども大綱の類似の数値目標なども参照しつつ設定したものであります。

また47ページ目の方に移りましてこども・若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標ということでございまして、それぞれその計画の各項目ごとにそれに対応する項目というのをできるだけ置いているということであります。また一番上のこどもが権利の主体であると思う人の割合のように現状がバーというふうになってるのは、現時点では数字は無いけれども今後の推移、調査で把握することを想定してるものであります。

また52ページ目の方に飛んでいただきまして、ここからが参考資料ということで、この現行プランにおけるその進捗状況ということで、先ほどの資料1-3でご覧いただいたものと同じものを記載しておりますのでここでの説明は割愛させていただきます。

また60ページ目の方に飛んでいただきまして、これが相談窓口ということであります。こうしたものがあると、県民の皆様にお役に立つかなということで入れております。これと同じも

のは参考資料6にも入れているところでございます。

続いて資料の1-5については、これ修正履歴が先ほど資料1-4でありましたのを、その修正履歴を溶け込ましたものということでありまして、説明は割愛させていただきます。

ちょっと飛びまして資料1-6の方に移っていただきまして、これお手元のA3の紙でも置いてあるかというふうには思います。はい。こちらについては素案たたき台の概要ということでもあります。中身の説明は先ほど資料1-4の方でさしていただきましたので、この紙における、中間整理のときにもこういった概要の紙を用意しておりましたが、その時からの修正の仕方について補足させていただきますと、これの右上の方にですね、小さく米印を置いておりまして、中間整理からパブコメ及びこども未来創造会議などでいただいたご意見を踏まえて下線部分を追記修正してますというふうにしてますし、かっこ書きの中で書いてますが、青字はその他の追記修正部分ということで、例えば、データの更新があった箇所ですとか、数値目標・指標、あとは今後の予定などについて青字にしているところでもあります。

議題1に係る本体資料の説明は以上でありますけれども、関連して参考資料についても少しだけ補足説明をさせていただきたいなというふうに思います。参考資料については1は飛ばして参考資料2の方をご覧くださいと思います。ロードマップイメージということでありまして、今回はですね、マル2のこども未来創造会議ですとか、パブリックコメントなどで聴取した意見を反映した素案たたき台を審議いただくものであります。今回の審議を踏まえて、その数値目標・指標についてもこども未来創造会議のモニター登録いただいている皆様にも再度意見を聞きつつ、具体施策編の策定作業を1月まで行いまして、1月には、またこの子ども・子育て会議での審議を経た上ですね、その計画に関する意見というのを推進本部に返すような、この①から③のところ矢印が下に伸びてますけれども、こんな形で計画に関する意見を推進本部に返せるようなスケジュールで想定しております。

なお前回の会議で計画の議決という話もしておりましたが、最終確認の結果、県議会での議決は不要という整理になりました。

続いて2ページ目の方をご覧くださいと思いますが、こちらは来年度以降のサイクルイメージということでありまして、上に計画の中間整理の抜粋というのをしております。その下に図式でサイクルイメージというのを示してますので参考までに。

続いて参考資料の3、4については先ほども少し言及させていただきましたけれども、意見聴取をした際に使った資料ということでもあります。

ちょっと飛ばしていきまして参考資料の5の方をおひらきいただきますと、こちらは県庁内の「こどもまんなか熊本」推進本部会議において、知事の指示も踏まえて、各部で所管する業界に対してですね、この次の2ページ目の方でもありますように、この結婚後、出産後、子育て中も働き続けたいと思える職場環境づくりに向けた取組みや課題について意見交換をしまして、先月10月15日の推進本部会議で公表した資料であります。この意見交換については中間整理を行う前に行われまして、これらの意見交換で出た意見も踏まえて計画の中間整理に共働きの推進等を盛り込んでいるところがございます。

この他に資料2というのがありますが議題の2で別途ご説明させていただきます。

私の説明は以上でございます。

(八幡会長)

はい。詳細なご説明ありがとうございました。委員の皆様には事前にですね、内容に関してご確認をいただき、その都度ご意見などもちょうだいしているかというふうに思いますが、いかがだったでしょうか。特に今回、パブリックコメントとして県民の皆様からお出しいただいた内容がこちらのたたき台の案の中に落とし込まれているわけなんですけれども、そのあたり

の取り上げ方ですとか、数値目標等の設定の仕方などなどお気づきの点がありましたら、この場でお出しただけであればというふうに考えているところです。予定といたしましては50分ほどお時間をちょうだいいたしまして委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。いかがでしょうか。はい。お願いいたします岡田委員。

(岡田委員)

はいすいません。

資料の、これ、どう言ったらいいんですかね。行に数字が振ってあるところの資料の、16ページ目になりますが、と、これちょっと私、何遍も申し上げて大変しつこい話になってるんですけども、その15行目ですね、保育士人材確保のところを、どうにか保育士及び保育教諭、教諭っていうのを入れてもらえないでしょうか。やっぱり私、幼稚園の代表として参っておりますので、教諭や保育教諭の肯定感をここで見だしてあげないと、頑張ってる意味がありませんので、もう本当、その19行目がですね、4文字しかありませんので、ここにもかからないと思いますので、ぜひその部分を入れてもらいたいなと思います。

(八幡会長)

ありがとうございます。いかがですか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、コメントありがとうございます。いただいたご指摘も踏まえましてまたご相談させていただきたいというふうに思います。

(八幡会長)

はい。ぜひですね、検討いただければと思います。

他にはいかがでしょうか。徳富委員お願いします。(※マイクで音が拾えていないため、事務局で入力)

(徳富委員)

今回の指標でですね、就労者の雇用と経済的基盤の安定のための取り組みの中で、ブライト企業に就職した新卒学生数というのをですね、設けていただいておりますので、ここにつきましては、ブライト事業の応募が増えれば、その分ですね増えていくんだろうというふうに思いますし、ブライト企業数が増えていけばここも増えていくだろうということですね、期待をしているところです。ただ、ブライト企業の中身ですね、ここで詳しく説明はできませんけれども、現在のブライト企業は素晴らしい企業ばかりだと思うんですけども、認定要件であったり、審査項目であったりというところを見るとですね、場合によっては、ホワイト企業でない企業が認定される場合もあるというふうに我々としては思っております。そういうことからするとやはり、ブライド企業そのものの制度のですね、充実というふうなことをですね、もう1つ加えてもらいながらですね、ブライト企業に勤めたなら、必ず子育てをしやすい企業に就職できたというふうなことになるようにですね、このブライト企業制度の改善というところちょっと失礼かもしれませんが、充実というふうなことをですね、こっちの基本方針編のこの29ページにありますけれども、ここに入れていただければなというふうに思っております。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございますブライト企業に関するご意見ですけども、いかがでしょうか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、コメントありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、この29ページ目の25行目のところでですね、ブライ企業を優遇する施策、全庁挙げて充実させというふうに書いてあるところであります。ここでの充実させ方とかについては、また追って考えられていくところだろうというふうには思いますし、今、その担当の部局というのは、この場におりませんけれども、この記載ぶりとしては今おっしゃっていただいたようなところも、このブライ企業を優遇する施策を全庁挙げて充実するというこの文言のところですね、一定読みうるところかなというふうに思いますので、そこについて何かここに追記する要素というのがその他にもあるかどうかということについて、また教えていただければというふうに思います。

(八幡会長)

よろしいでしょうか。

(徳富委員)

はい。これですねなんていうか表現をきちんと言えないんですけども、ただこれを読むと、ブライ企業になった企業が優遇される措置が充実するというふうに読めるかなというふう思うんですね。ですから、それだけじゃなくて、ブライ企業そのもの、ブライ企業になった企業が充実するというか、子どもやそのお父さんお母さんにとって充実しているというふうなのが、ここ読んだら読めるようにな記載ぶりにできたらいいなというふうに思っております。

(八幡会長)

ありがとうございます。ブライ企業の前によかボス企業というのものもあるんですけども、こちらの方もですね、同様の、本当にこのよかボス企業になっている企業が、子育て支援に本当にためになっている企業なのかというようなご懸念もですね、ちょっと私も耳に挟んだことがあるものですから、熊本県のこの辺りはもう手を挙げていただいて、県民全体でそういう気運を高めるっていうところで、必ずしもフォローアップとか、質の確保っていうところが、どうでしょうかね確認が思うところもあつたりしますので、そのあたりちょっと今後ご検討いただけるとありがたいかもしれないですね。はい。よろしく願いいたしますということでもよろしいですか。はい。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。お願いいたします小岱委員。

(小岱委員)

県の方においては、多岐に渡り資料を集められるなど大変だったかなと思います。1つ質問ですけど、各諸機関、団体とも協議されておられますが、県の医師会、歯科医師会などとは協議されなかったのでしょうか。今、歯科医の方のグループが乳児保育に注目されておられ、研究を進めておられます。乳児の口腔内をみて発達がわかるとかですね、そういう研究があります。歯科医の方も保育士の資格を取得されるとか、新しい動きが出てきています。私のところが保育園ということもあり、はじめの100か月っていうことで、三歳までが一番大事なかなと思いますので、小児科医、歯科医との協議、検討会はなかったのがちょっと不思議ですが、いかがでしょうか。

(八幡会長)

今のご質問に対していかがでしょうか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい。ご質問ありがとうございます。今日です。参考資料の中であるんですけども、参考資料のこれは参考資料をですね、の中で言えば今画面共有しているかと思うんですが13ページのところで、医療業界と意見交換をこうするだとか、あとはその次のところでもですね看護協会とかとも保育園交換をすとか、そういったところはございます。この辺りについてどちらかという働き続けたいと思える職場環境づくりがどうかという話ではありますが、この資料の中にはないものですね、今ご指摘が特にありました歯科医師の方皆様との意見交換ということで言えば、定期的に我々の方でもですねその意見交換の場というのを持つ機会がありますし近々そういった意見交換の方バーがございますので、そういったところでも意見を伺いながらですね、また並立できるところは補充していきたいなというふうに思ってるところであります。

(八幡会長)

いかがでしょうか。

(小岱委員)

はい。ではよろしく申し上げます。

(八幡会長)

他にはいかがでしょうか。ご意見ご質問。お願いいたします香崎委員。

(香崎委員)

ありがとうございます。一番最初すごい、本当に細かいところで、脱字の部分なんですけども、最初のところに数値目標という表があった中の、すいません出していただければちょっとページ数が、わからなくなってしまったので一番下のところに、「が」抜けていたのでそこを入れたほうがいいんじゃないかなっていう、すいません本当に細かいところが1点と、そこですはい一番下の「できる人がいる」っていうすいません、とても細かいので申し訳ないんですが、ちょっと1点気づいたことが1つと。あと2つ目が、先ほど、岡田委員も言われたところで、素案のたたき台の概要の2指標で、一番右側に指標というところがあるんですけども、保育士、幼稚園教諭のところの部分があるので、そこに保育教員も私は入れたほうがいいんじゃないかなっていうところが、1点です認定こども園もすごく今増えてきている部分だと思うので、そこにも指標にも入れたほうがいいかなというところが1点です。あともう1個なんですけれども、文章の部分で、確か、20ページの前ぐらいに不登校の話が載っていたと思います。私の勉強不足で、ちょっと、ここは実際がどうなのかっていうところがちょっとわからずに、本当に確認でお尋ねしたいところがあるんですが、7行目から不登校児童に対する対応っていうところが書いてあって、8行目からですかね、「愛の1・2・3運動+1(プラスワン)」で、欠席1日見で電話連絡で、2日目で家庭訪問、3日目は不登校対策委員会を開催するっていう、ちょっと書いてあって、現時点でかなり学校の先生方のご負担っていうのが非常に問題になっているというところがあるのかなという中で、これ実際、今はそうだっていうことであればあれなんですけども、この基本方針のところにこれを書くっていうことは、結局これをやっていくっていう方針になるのかなと、ちょっと私学校のことがわからないので、お聞きしたいんですけども、その負担感っていうのを、ここで、この1日目、2日目、3日目でこれだけのことをするっていうような方

針を出すっていうのに対して、お詳しい方ちょっとお聞きしたいんですけどもこれは、その学校の先生の働き方とか、いろいろ問題なってる中でどうなのかなってのはすごくちょっと、はい、心配になったのでお尋ねをいたしました。はい。3点ですお願いいたします。

(八幡会長)

ありがとうございます。お答えいただけますか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はいコメントありがとうございます。1点目は大変失礼いたしました。

2点目につきまして、保育教諭もということで、その点について先ほどの岡田委員の御指摘と併せましてまた検討してご相談したいなというふうに思います。

また3点目のところにつきましては、記載ぶりについてはですね、もうすでに同時並行でパブリックコメントなども行われていた教育振興基本計画の素案だったかと思えますけれども、そういったところでも、確かこういった記載もあったように思いますけれども、そういったことで教育の担当部局とも相談の上こういったことであれば、問題ないだろうと、こういう前提でこういった記載をさしていただいているところでもあります。教育の現場という意味では、例えば富永委員とかの方で何か補足の説明をしていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

(八幡会長)

では富永委員お願いできますか。

(富永委員)

はい。多分来るだろうと思っておりました。はい、「愛の1・2・3運動+1(プラスワン)」につきましては、これが基本でありますけれども、結局もう、その前の状況とか、欠席の状況とかありますので、もうずっとこう、遅れてくる、遅刻してくるこどもさんだけであれば1日お休みのときには、もうすぐもう家庭訪問したりとか、もう不登校、遅刻してくる状況のときから対策委員会を作っていますとか、その状況ありますので、基本としてこれはあると思います。職員の負担感、負担ということになりますと、確かにそこはですね、もう本当にこどもをまんなかに据えてということであれば、そんなのはもう全然抜きにして、先生たちはもう、職員がこう、そこにですね精一杯の努力を惜しまないわけなんですけれども、例えば、保護者さんに連絡をする、今日お休みだったときに連絡する、でもそれが返ってくるのは、もう6時過ぎ、もうそういうときは7時ぐらいにならないと、その返答が返ってこなかったりですね、それまでは、やっぱり待っていなくちゃいけなかったり、次の日になったりとかして、することもあります。その辺のところの負担はですねあります、あるかと思えます。その対策として、もうスクールカウンセラーですとかソーシャルワーカーに入っただいて、もう担任だけでは、単に学校だけでは難しいところはすぐに、そういう機関と連携してするということで、少し負担を、減らすっていうところが、なってくるかなとは思っています。はい。

(八幡会長)

それは学校で普通に行われている対応、熊本県下の学校では通常の不登校対応として行われている対応という理解でよろしいですか。

(富永委員)

そうですね。「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」というのは大体もう浸透してきているかと思います。基準はそれですけども、もうそれよりももっと早くってところはあるかと思えます。不登校と一言に言っても、本当にその子その子で状況が違いますので、もう本当にその子にあった状況に対応しているというところではあります。はい。ここに書き込まれても、負担感とか、そういうものは、特段現場の、新しくなった、新しく入れられたものではないとは思いますが、はい、ここですね、負担があるのは確かなことではあります、はい。

（八幡会長）

ありがとうございました、よろしいですか。

やっぱり子どもたちからの意見の中で、不登校といじめというのはですね、いろんな意見が出ているところですので、不登校に学校の側がどう対応するのかということでも、それでもやっぱり、不登校になった子どもたちへどうフォローするのかということと、多分、両方ですねあるのかもしれませんがね。はい。ありがとうございました。それで、香崎委員、お答えは大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

（堀委員）

すいません。

（八幡会長）

はい。堀委員でしょうか。はい。お願いいたします。

（堀委員）

本日はオンラインでの会議参加となり、申し訳ございません。

1点だけなんですけど、素案の16ページなどに、特別な配慮が必要なこどもっていう表現があるんですけども、これはどういう、定義があるのか教えていただければと思います。というのは、合理的配慮が必要なこどもとか、特別な教育的支援が必要なこどもっていうものには明確な定義があるんですけども。ちょっと私が不勉強で、特別な配慮が必要なこどもの定義がわからないものですから、教えていただければと思います。

（八幡会長）

はい。特別支援に関するお尋ねだったですかね。お願いいたします。

（熊本県子ども未来課 今別府課長補佐）

はい。幼保班の今別府です。特別な配慮が必要なお子様というのは具体的には、発達に課題のあるお子さんに対する、支援者側の方での様々な支援の内容を指しておりますので、そういった、通常の保育・幼児教育の中とはまた別個に、その子に個別対応していくときに必要な配慮を特別な配慮というふうに表示をしております、これは国の方の資料でここにあったという、今記憶はないんですが、書籍等では特別な配慮というようなことは、よく目にするかというふうには理解しております。

（八幡会長）

よろしいでしょうか堀委員。

(堀委員)

はい。例えば外国籍のこどもですとか、或いは生活困窮のこどもたちは含まれるんでしょうか。おそらくあんまり、国の方とか、法令上の定義が無いのではないかと思います。

(熊本県子ども未来課 今別府課長補佐)

はい、用語として特別な配慮とは何かという定義が、これといったものがないというふうに承知をしておりますので、その中で、時代に合わせて、状況に、地域の実情に合わせてその配慮というところでは、広がっていくということがあっていいのかというふうに思っておりますが、今委員からのご指摘の部分というのは、そういった医療的な個別対応という意味では、外国籍の子たちとかはまた違うカテゴリー、違う意味合いでとらえなければいけないんじゃないかということになりますでしょうか。

(堀委員)

はい。私は、特別な教育的支援っていう概念の方が正確ではないかというふうに思います。配慮っていう概念は、障害者権利条約や障害者差別解消法に定義があって、これは社会的障壁を除去するために必要かつ、合理的な、過度の負担を課さない変更及び調整という意味合いかと思っております。一般的な日本語の範囲では、気遣いを指していますので、その辺り混乱が生ずるような気がするんですよ、配慮っていう概念を使うと、という意見です。

(八幡会長)

いかがでしょうか。

(熊本県子ども未来課 今別府課長補佐)

そのちょっと文章のところ、どこをどう区切るかと、今おっしゃられたところも踏まえてですね、ちょっと内容についての、確認をさせていただいてちょっと個別にまたご相談させていただきたいというふうに存じます。

(八幡会長)

はい。岡田委員お願いします。

(岡田委員)

はい。幼稚園の現場の中では、特別な配慮といった場合には、特別に支援が必要なお子さんも入りますし、家庭的支援が必要なお子さんも入りますし、アレルギー支援が必要なお子さんも入ります。なので、多分、堀委員がおっしゃってるような、例えば外国籍のお子さんに対しても特別な配慮が必要というところで、同じ括りの中で、どういった支援が必要になるのかによって、家庭的支援だったり、特別支援であったり、何でしょう、例えば、言語の支援であったりとか宗教の支援であったりといったところになるのかなというふうに私たちの中ではあります。

(八幡会長)

ありがとうございます。ということでそのあたりをちょっと。

はい。富永委員お願いいたします。

(富永委員)

すいません。多分これ、今までは特別な支援が必要になってという言葉で今までずっと来てたんじゃないかなと思いますけれども、特別な支援っていったらやっぱりどうしても、ここは障がいっていうところが強かったというところがあってそれだけじゃなくて、いろんな配慮が必要なお子さんがいらっしゃるということでこういう言葉になってきたのかなと私も思いましたけど。その言葉の使い方について、調整といいますか、そこをしていただければいいのかなと思います。その前の段で、どこかに、もしかすると特別な支援って言葉があるのであれば、何かその辺の整理をしていただければいいのかなと思いました。

(八幡委員)

ありがとうございます。ちょっとその辺りも配慮した記述ということで、願いをしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。はい。堀委員よろしいでしょうか。

(堀委員)

はい。ありがとうございます。今ご指摘いただいたように、各教育の現場で実際に支援が広範に行われていますので、そういった様々な、何て言うんでしょう、ニーズのある子どもたちをきちんと包含するような概念であるということ、はい、きちんと、何ていうんでしょうか、踏まえていただければ結構だと思います。

(八幡会長)

はい、ありがとうございます。はい。ありがとうございます。

では他にはいかがでしょうか。はい、お願いします。ご遠慮なく、お願いします。

(小岱委員)

いくつか意見を述べさせていただきます。不登校に関して私の保育園の例で恐縮ですが、もう20年以上前ですが、保育園の保護者の方で熱心な学校の先生がおられまして、その方が不登校の子ども、中学生を自宅で預かっておられたんです。共働きで、どちらも部活の指導をされておられて、夕方遅く迎えに来られるということで、だいたい学校で熱心な方は、保育園では子どもを迎えにこられるのが遅くなくなります。ある日、自宅で面倒見きれなくなり、保育園に連れてこられて、保育園で過ごすことになり、乳児室で不定期ですが、二週間以上、給食も食べて過ごしました。しばらくして、その子は立ち直ってですね、また中学校に復帰したということがありました。その子は今、保育士になっています。そういうことで最近つくづく思いますのは、やっぱり子どもの力というのがありますね。半年ほど前に、もう後期高齢者の方に、朝から2時間ほどちょっと掃除の手伝いに来られる方がおられますが、最初の頃はこうなんか生気がなかったのが、子どもと接することでだんだん元気になっていけます。子どもの力というのを、子育て支援センターなどでも、もっと社会にアピールすべきかなと思います。

それともう一つは、アートの力です。これは熊本市の例でちょっとご無礼ですが、熊本市の現代美術館の二代目の館長が南郷宏さんという方で、もう亡くなられましたが、この方がすごい感性の豊かな方で、最初に言われたのがですね、美術館のフロアを子どもが裸足でびちゃびちゃと音をたてて歩いている、それが心地よい美術館にしたいと言われたんですよ。外国などの美術館に行きますと、子どもたちが連れられてよく見に来ています。震災の時も絵が見たいという方もおられました。何か心を癒すといいますか、そういう疲れを取る力が、いろんなアートにあるかなって思います。熊本県立美術館とか、新しい美術館など、かなり子どもにオープンなところも出てきております。美術館の方なども連携されると何かアートの力といいますか、違う発想が出てくるかなと思っている次第でございます。以上です。

(八幡委員)

ありがとうございました。今のご意見ということでよろしいですかね。はい。ありがとうございました。ありがとうございました。はい。参考にさせていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。お願いいたします竹熊委員です。

(竹熊委員)

国公立幼稚園後援会の竹熊と申します。

先日、幼児期の性について学ぶ機会がございましたので、それを基にご意見させていただきました。今回の資料にございます、このこども未来創造会議の中でも、中高生期の性教育について、その重要性についてご意見が寄せられておりました。中高生期の性について正しい知識を持つことは大切ですが、幼少期のステージから、段階的に性教育を学ぶ必要性が重要であると考えます。国際的な基準では5歳から性についての教育を学ぶことが推奨されております。正しい知識を知ることは、こどもたちだけではなく、親世代も共に学ばなければならないと考えております。幼児期からの性について、親子で早い段階からの正しい知識を持ち、正しく伝え方法等、その重要性について、ご意見致しました。

(八幡会長)

はい。ありがとうございました。はい。ご意見ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。ではせっかくですので橋本委員、いかがでしょう。ご意見でもご感想でも構いませんので、はい。

(橋本委員)

熊本県PTA連合会の橋本でございます。

先ほど小岱委員の方から不登校についてのお話があったんですけども、我々PTAの方でも不登校という問題はすぐ理事会等の中で出てくるんですけども、その中でですね、最近ちょっと話が挙がってたんですけども、大阪府の八尾市というところはですね、校内外で不登校生徒用に居場所を設けたことで、不登校の中学生が減少したという報道がなされております。今度1月ですね県教委の方と、教育懇談会というところで懇談会を設けておるんですけどもそこでもちょっと質疑の方で、あげようかなと思ってるんですけど、スペシャルサポートルームというのがあるそうですね、本県の現状がどうなってるのかっていうのをちょっと知りたいということで県教委の方に、指導ご助言をいただく予定にしております。県内にですね、そういった、おそらくですね設けてるところはあるんじゃないかなと思うんですけども、私もそこまでちょっと把握ができておりませんので、今後ですね、そういうスペシャルサポートルームというような、不登校の生徒が学校内に通わなくても行けるような居場所だったり、そういう居場所を作ることで先ほど小岱委員が言われましたけれども、いろんなことに夢を持つ生徒、児童生徒が増えるんじゃないかなと思っておりますので、ちょっとまた1月の県教委との懇談会で、ちょっとお話ししたいなと思っております、以上です。

(八幡会長)

ありがとうございます。今、不登校の対応のことでお話をいただきまして、実はいろいろな学校のこどもさんたちから出されている意見ですね、こども未来創造会議(座談会型)の意見を集約されている中で、実はフリースクール関係のご意見例えば、89番目から93番目あたりでしょうかね、いろいろ、結構このフリースクールみたいな言葉も出ているんですが、他の項目

はもうできるだけ前向きに取り上げていただいて反映とか、記載済みというようなことなんです。この辺りがちょっと参考というようなレベルの対応になっているんですね。今のお話の件も含めて、やっぱり不登校など多様な受け皿というか、いろいろな学校に必ずしも行けない子どもたちが多様な個性を発揮して生き活きと関われるような場を整備していくとか、そういうこともぜひ前向きにご検討いただくと良いのかなあというふうに、今の意見も、お伺いしながら思ったところです。ご検討いただけるとありがたく思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)  
その点について一言。

(八幡会長)  
はい。お願いいたします。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)  
コメントいただきましてありがとうございます。不登校の方に対する居場所や、今、会長の方から話がありましたフリースクール関係の支援云々という話に関しましては、関係各部とかともよく話はしてはいるところでもありますけれども、うちの県としても、ここ最近初めての連携会議なども行っているとこういう話も聞いているところがございます。そういった動きなども出ているところでもありますので、今後フリースクールとかとの連携方法なども含めてですね、よく検討をしていくということなのではないかなというふうに思うところがございます。

(八幡会長)  
ありがとうございました。よろしくお願いいたします。  
では、せっかくですので佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)  
はい。私は特にですね、お話を聞いて、もうすごく専門的な先生方のご意見等でありますので、細いところまできちっと行き届いた方向性が出るなということで、頭の下がる思いではあるんですけど。ただこうやって時間を有しながら、しっかりと議論をさせていただいて、私も参加させていただいておりますけれども、現実、これを実施していこうといった時のソフトの部分と、ハードの部分と、それぞれあるかなと思っておるんですけれども、特に行政を預かるものとしては、その方向性が出たときは、やっぱり何らかの実効性のあるものがきちっとないといけないのかなと。これは町村でも一緒だと思うんですけれども。ですからちょっと生々しい話になるのかどうか僕わかんないんですけれども、予算の問題と、この子育て支援のど真ん中というようなのを、どのようにきちっと対応をしていながら、具現性の高いものと実現をしていくのか、その辺を事務方の方に、お聞きしたいなと思っております。以上です。

(八幡会長)  
はい。重要なお意見だったと思いますが、いかがでしょうか。予算的な点もどこかに記載があったかなとも思いましたが、お願いいたします。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)  
はい。この同じく、資料1-4の方で申し上げますと、44ページ目のところの20行目のところ

から財政上の措置等ということで記載をしているところがございます。今ほどご指摘いただいたところ、まさにこういった方向性があったならそれをどういうふうに行っていくのか、というところではありますが、その予算の関係で言えばですね、県全体の予算編成に関する基本的な方針というのが、別途、10月とかにも示されていますけれども、その中で次期基本方針とかに合致するようなものであれば、一定の枠というのがあるということでもあります。次期基本方針の中でもその「こどもまんなか熊本」の実現というのですね、1つの大きな柱としては、位置付けられようとしているかと思っておりますので、そういったその枠組みの中でですね子ども未来課だけではなくて県庁全体としてですね、「こどもまんなか熊本」に資するようなものについては、しっかり取り組んでいくというふうには思います。また、今ご議論いただいているこの計画の基本方針編というのは5年間のものではありますが、その次の議題にも関連しますけれども具体施策編というのをこれからまた策定して、また次の会議でもお示ししてご議論いただきたいというふうに思いますが、具体的にどういうふうにやっていくのかというのは、まさにこの基本方針編の中で示された方針に沿ってですね、その具体施策編の中で諸々書き込んでいくということを想定してるところであります。当然5年間の計画ということでもありますので、最初の1年目から、すべからくに対応できるような施策が必ずしもあるわけではないと思いますが、その5年間で順を追って対応していけるような形で、しっかりと県庁全体上げてですね、取り組んでいけるようにして参りたいなというふうに思います。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございます。今のよろしいですか。ありがとうございます、ぜひ連携をとっていただいて、具体的な取り組みにですね、つなげていただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

他に何か、どうでしょうか。よろしいですか。はい。お願いいたします。

(藤山委員)

藤山ですよろしく願いいたします。

私やっぱり、先ほどから不登校の問題が出てくるんですけども、やはり不登校、保育園の頃ってみんな生き生きして、毎日通ってくるんですよ、やっぱり。保育園に行きたくないっていう子がいないぐらいに。保育園に行きたくないのはきっとママがいいとか。そういう感じで生き生きしてくるんです。来るんですけども、何故かそれがいつの間にか不登校になってしまうっていうのは、なぜなのかなっていうのが、すごくやっぱり私の中では、疑問に思うところがあって。今、保育も随分変わってきて、こども主体の保育になっていて、やっぱりこどもにやらせる保育じゃなくて、こどもたちが自分で見つけて自分のやりたいものをしていくというような保育が変わっていて、それに一生懸命私たちも取り組んでいるんですけども、それがだんだんやっぱりこう、まあ仕方ないのかもしれないけど、小学校、中学校となっていくと、こちらからまだ一方的なっていうような教育の方に変わっていく、それがこどもたちにとって何か、つらい思いをしている子がいるんじゃないのかなあっていうのを思っているの、幼保小連携なんですよやっぱり、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムのその部分がうまくやっぱりこのかけ橋が上手に繋がっていかないと、こどもたちの未来ってないんじゃないかなって。学校のこどもたちがやっぱり生き生きとして輝くっていうのは、目標を高いところに置くんじゃなくて、毎日が楽しいって思えることがやっぱりキラキラ輝くこどもたちだと思うので、幼保小連携のところを、もうちょっと頑張っていかなきゃ、私達も頑張っていかなきゃいけないところなのかなって思うのが1点と。

もう1つはですね、企業の方に対してなんですけれども、どうしても熱があつたりとか、病気

したときに電話すると、ママに繋がったときはママがすぐ飛んでくるんですけども、ママに繋がらなくてパパの方に繋がったときには、嫁と相談してみますって言われて、結局、お母さんがお迎えに来るんですね。なので、何か、もうちょっとこうお父さんが帰りやすいような、そういう職場づくりにも積極的に取り組んでいただきたいなって。ママばかりこう負担がかかってないのかなってというのは、ちょっと保育園の方では危惧しているところですよ。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございます。全く同感だなと思いつつ聞かせていただいたんですけども、指標ですね、資料1-2の数値目標の中に、「幸せに暮らし」っていうことをはかる指標として、「幸せな気持ちになることがよくある」っていう指標が取り上げられているんですが、こういう取り上げ方がいいのか、或いは学校、本当に小中学生、学校に関する意見をたくさん出してくださいって、やっぱり学校っていう場がいかに子ども達によって比重が高いのかっていうのを考えさせられたんですけども。例えば今のご意見の中にあつたように、学校が楽しいと思ってくれるこどもの割合とか、あとは事前にちょっと私、意見を出して、ちょっと却下ではないんですけどご説明を受けたのが、やっぱりいじめとかにあつて自殺をしたこどもをゼロにしましょうとか、こどもが大切にされていると思う県民の割合、或いは子育てや育児に関わる人が大切にされていると思う、思っている人の割合とかはどうでしょうかっていうような意見を出させていただいたんですけども、それについてはちょっとなかなか指標化が難しいというようなご回答だったのでしょうか。ちょっと竹中課長さんの方からちょっとそのあたりのご説明を繰り返すことになるかと思っておりますけれども、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、コメントありがとうございます。今ほどお話いただいたところで、藤山委員の方からお話いただいた幼保・小連携がしっかりと繋がっていくというのは、まさに非常に大事だということで、その辺りはこれまでも藤山委員の方からいただいたところも踏まえて中間整理の時から記載を一定させていただいているところでもありますし、女性の方に何か負担が偏るみたいなどころについても、本文の中で、一定その辺りの記載をさせていただいてるところであります。

今ほど会長の方からお話のあつた、学校が楽しいと思うかどうかの割合というところにつきましては、言わばその数値目標として設定して追っていくのがいいのかどうか、これはあくまでこどもの計画ということで、学校教育に関しては、また別途、教育振興基本計画などもありますので、これはあくまで総体としてこども・若者がキラキラ輝く、幸せに暮らしているところについての目標というのがあれば一定足りるのかなというふうな考えのもとで、ここではその幸せな気持ちになることがよくあるかどうかというところについて取り上げさせていただきましたところでもあります。

その後にご指摘いただいた、いじめや不登校とかで苦しんで最終的には自殺みたいなどころに繋がると、こういうようなお話でありました。その問題意識の根源は、学校問題でどうだったかという話もあろうかというふうには思いますが、なかなか自殺関係の統計資料を見ましても、ある程度原因とか動機について調べられたものもあつたりはするのですが、やはり「その他」というような原因もありまして、そこには言わば学校問題というのが根源にあつたかどうかというのが、最終的には特定しがたい部分もあるんだろうというふうにも思います。目標として自殺者数について設定するという事等も、例えばゼロにすることを目標として設定するからにはその現実的な数字としてしっかりと数字をこう設定するという事はあるんだろうというふうにも思います。その時に何かうちの、今回のこのこども計画の中で、すべてのこども・

若者が幸せに暮らしというようなところからしても、自殺者数について何か設定するにしても、その自殺者数というのがゼロというのがいいのかもしれませんが、それが現実的にどうかと。別途県の方で設定されている自殺対策推進計画におけるその目標においても、確か34.7%とかいう数字もあろうかというふうに思いますけれども、それに合わせるということになると、それはそれで、今この計画の中で基本的な方針として掲げようとしている、すべての子ども・若者が幸せに暮らしというところにもそぐわないだろうというふうに考えております。そういったところも含めて、この数値目標のところでは、普段の生活の中で幸せな気持ちになることがよくあるかどうかというところで、よく見ていき、自殺だとかいじめ不登校などについては参考資料のところでもよく見ていくということかなというふうに思っているところであります。

(八幡会長)

ありがとうございます。自殺の問題にしろ、大切にされているのかというような指標にしろ、ここの数値目標には掲げないにしろ、今回のこちらの、私たちが作ろうとしているプランの非常に県民に向けての重要な子どもたち一人一人の命が大事にされ、それから子育てに関わる人や、お仕事に就いておられる人たちがとても大切な仕事をされているというようなことについては、いろんな場でメッセージ等を届けていただくということをお願いをしたいということで、ぜひ議事録にも残していただくということをお願い申し上げたいと思います。

それから数値目標ですが、先ほどから今画面に映していただいております数値目標の子ども・若者がキラキラ輝くというようなことで、例えば、ここは児童生徒の割合ってことで、すので小中学生、高校生ぐらいまでで、若者というときに例えば6項目目にある「人の役に立つ人間になりたい」と答えたというところでぜひ、大学生とか若者とかその辺りも少し対象を広げた指標ができるといいというのも思うところではあります。どうしても、文部科学省関係の指標が使われるときは、小中高ぐらいまでの対象になりますけれども、若者というところの実態を把握できるような指標もあったほうがいいかもというふうにも思ったところですので、ご検討いただけるとうれしく思います。

そろそろ時間が限られてきましたけれども他にご意見等ございますでしょうか。中川委員お願いいたします。

(中川委員)

中川と申します。中間整理案の1のところですが、会議の第3回のときの資料なんですが、その時に、堀先生が計画に関する基本的な方針といったところで議論が出たと思います。それが並列であったので、今回、素案のたたき台の概要②っていうのは、とてもわかりやすくなっていて、とてもいいなと思いました。

それと、子どもへの聞き取り、小中高生の聞き取り本当に大変だったと思うんですが、すごく心に残っているのが通所施設の子どもさんで、やはりTSMCが入ってくるにあたって、お金よりも、食、田んぼが大事なんだっていうふうなことを言われていたのがすごく心に響いたところです。それと、天草の聞き取りに関しては、やはり企業がないから若者がいなくなる、もうみんな出てしまうといったところは、天草も一緒ですし、若者がみんな出ていってしまうというのは、何かそういった企業がないからっていったところに原因があるのではないかなと思います。今、大津町とか、菊陽町ですかね、やっぱり企業が多いので、そういったところにやっぱり人口が集まっていて、子どもさんも多い。今減少になっているところは、やはり人口が減ってしまう理由を防ぐための支援の努力っていうのを、市区町村挙げてみんな頑張っていかななくてはいけないところかなと思いました。以上です。

(八幡会長)

はい。ありがとうございました。はい。金柿議員いかがですか。

(金柿委員)

はい。ありがとうございます。保健師協議会の金柿です。先ほどから不登校の話が出ておりましたけれども、私が児童福祉関係の仕事をしておりますので、その不登校のこどもさんとか、虐待を受けたこどもさんとお話をする機会もあるんですけれども、中学校にほとんど行けてないような状況のお子さんが、高校進学をしなかったり、或いは中学校は行ってなかったんですけども、高校だけは進学をできた、できて1年ぐらいい通えるんですけどもやっぱり退学をしてしまう。その先どうするんだっていうようなお子さんと、中学校からは行けてないんですけども通信制を選択するお子さんもいらっしゃるんですけども、やっぱり通信制というのは、高額な学費がかかりますので、やはり通信制もいけないというお子さんがいらっしゃる。中学校卒業して、どこにも所属しないこどもたちが、これから先どうするんだっていうところで、何か私たちも支援ができないとか、支援の方法がないっていうところで、先ほど居場所づくりとかフリースクールの話もあったんですけども、ぜひ、こういったこどもたちをどう支えていくかということも、計画の中に盛り込んでいただけるといいのかなっていうところを感じました。

あとは、先ほど藤山委員からの幼保と小中の連携というお話もあったんですけども、結局小学校・中学校になって不登校になっていくところのご家庭っていうのは、やっぱり乳幼児期に、おそらく保育園でも支援が必要だったお子さんが多いんじゃないかと思うんですよね。何かこう課題があったとか生活困窮とか、やはり乳幼児期で早い段階で保育園とかで何かしら課題に気づいた場合には、行政の母子保健の方と連携したりとか、今こども家庭センターとかもありますので、そういったところと連携をしながらご家庭を支援していくっていうところが必要になってくるのということを感じました。あともう1点、産後ケアのところなんですけれども、産後ケアは利用できるところが広域で広がっていくようにというところで県も取組みをされてるかと思うんですけども、産後ケアを利用されるお母さん方は、意識が高い方は結構、産後ケア利用されるのかなっていうのを感じていて、私たちが関わる中で本当に産後ケアを受けて欲しいという方は、なかなか受けない方もいらっしゃるっていうような現状があるということもあります。あとは産後ケアの中の産後うつということで、1ヶ月健診で産後うつの疑いがある方については、専門の出産された産婦人科からの情報提供などが市町村の方に届く場合もあるんですけども、その産後うつの疑いで、その地域の自治体の保健師さんが訪問に行ったり、産婦さんに関わる中で、その次のその専門の医療機関をどこにおつなぎしたらいいのかっていうところがなかなか不明なところがあるので、そういったところも医療機関がわかるような形にさせていただけるといいかなと思いました。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございました。ぜひ、ご意見を踏まえていただければと思います。最後、柴田委員、せっかくですのでいかがでしょうか。

(柴田委員)

今年新しく始まった事業で、市町村が始めた事業だと思うんですけど、国から下りてきている事業だと思いますが、児童育成支援拠点事業というのを今年やらせていただいております。その統括を今やっているんですが、こどもたちとしては、家庭に安心しておられない場所がない

ようなこどもとか、不登校のこどもとかいうのを対象にスタートしてるんですが、まだ1年目で9ヶ月ぐらいしか過ごしていないので何とも言えませんけれども、不登校のこどもが一番多いという状況です。でも、一人一人のこどもたちをしっかりと見ている中で、個別の支援計画がどうにか立てられそうになりましたので、そういうものを立てながら、一人一人のこどもたちに合った、何をするとこの子が元気になるかというようなのを、ずっと探しながら悪戦苦闘しながら、いろんな地域の方とも協力をしながら、学習のボランティアさんなんかにもお願いしながら、いろんなところに今悪戦苦闘して、何とかこどもたちが高校に行きたいとか、学校のこういうのを勉強したいとか、つぶやいてくれるようになりましたので、これまで私も乳幼児期や、地域の支え合いなどいろいろやってきましたけれども、何かできそうかなってというような感じで今、地域のこどもたちを支えているっていうようなところがあります。以上です。

(八幡会長)

ありがとうございます。岡田委員ですね。どうぞ。

(岡田委員)

フリースクールの話なんですけど、私も娘がもう2年学校行けないので、それでフリースクールをしようかなと思っていろいろ調べたんですけど、フリースクールをするにあたって、補助はないんですね。あと、こどもが通うにあたって補助もないっていうことは、例えば小中のフリースクールに行こうと思うと、義務教育でありながら、いわゆる無償化っていうか、その中でありながら、別途お金を支払っていかなくちゃいけない。もちろん、熊本市、熊本県内ですとやっぱ市内、近郊に集まっていますので、郡部のこどもたちのフリースクール、もしくは今放課後児童デイサービスがその一端を担ってくださってますけれども、そこで例えば登校数にカウントできる放課後児童デイサービスもなかなかあまりない状況で、もちろんその障害等がなくて受給者証がないとそこも利用できないという、そういったところもありますし、何かそのフリースクールを不登校のこどもたちの居場所っていうふうにならざるに安易に言うのがちょっと危険な気がしたので、最後に意見させていただきました。

(八幡会長)

ありがとうございます。留意事項もあるということも踏まえていただき、多様な受け皿という意味で、今後ご検討をいただくという方向でよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。いろいろなご意見が出されまして、これらを踏まえた最終案に関しましては事務局で整理いただき、香崎委員と私の方でまた確認をさせていただいて、第5回の会議までに整理をしていただくと。それから、今後「こどもまんなか熊本」の関係でモニター登録いただいている皆様にも素案を共有されるというふうに聞いて、先ほどご説明があったかと思えますけれども、そして次回の子ども・子育て会議の方に最終案を付議させていただくという形にさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では、もう1つの議事の2番目、「こどもまんなか熊本・実現計画」策定に向けて、について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(熊本県子ども未来課 竹中課長)

はい、子ども未来課でございます。資料2の「こどもまんなか熊本・実現計画」具体施策編の策定に向けてというものについて説明させていただきます。

まず、この具体施策編と基本方針編との関係であります。左側にありますように、基本方

針編は、こども基本法を根拠に、令和7年度から5年間を通して、こども大綱を勘案し県におけるこども施策の基本的な方針や重要事項等を記載するものであります。基本方針編の方もこの右側の方法でありますけれども、具体的に取り組む施策を中心にまとめた施策集というのが具体施策編ということでございます。左下の方、具体施策編の本文のイメージというのを記載しておりますが、まずこの左上の方に基本方針編の本文と書いてますけれども、ここでどういうことを基本方針で書いていたかを最初に記載した上で、その下でこの点線囲みのように令和7年度に具体的に取り組む施策を中心に記載をしたものというのが具体施策編ということであります。右下の方で別紙というふうに書いてますけれども、具体施策編本文に記載した具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標を整備する予定であります。この具体施策編の案については次回、お示ししたいというふうに考えております。私からの説明は以上です。

(八幡会長)

ありがとうございました。こういう今後の流れになるということですが、この件に関しましてご質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。このあたりをこのように進めていただくということで、ご理解いただいたということによろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

そのようなことで一応事務局の方にお返ししたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。予定していた議題は以上となりますけれども、何かの皆様から、この場でご意見ご質問等がありましたらお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。それから、事務局からでも構いませんけれども何かございませんか。大丈夫でしょうか。はい。では本日予定されていた議事はこれにて終了とさせていただきますと思っております。ご協力どうもありがとうございました。それではこれで事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

(熊本県子ども未来課 緒方審議員)

はい。八幡会長、委員の皆様、貴重なご意見どうもありがとうございました。最後になりますが、事務連絡としまして、本日の議事録は毎回同じですけれども公表させていただいておりますが、先にまた各委員の皆様にご発言を確認させていただきたいと思っておりますので、また作業が出て参りますが、よろしくお願い申し上げます。それから次回の会議の日程につきましては、改めてまた皆様にお諮りをしたいというふうに思っております。それから今日県庁の駐車場をご利用の方がいらっしゃれば受付けの印鑑が必要になりますので、後程事務局の方までお持ちいただければと思います。

それでは以上をもちまして、令和6年度第4回熊本県子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(以上)